議 長 日程第1「一般質問」を行います。

昨日に続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第7号、井上栄一君の 一般質問を許します。登壇願います。

6 番 井 上 受付番号第7号、質問議員、第6番 井上栄一。議長の指示が出ましたので 一般質問を行わせていただきます。件名、令和4年度当初予算について。

本山町政3期目の第一歩となる令和4年度当初予算案が上程されました。そこで、次の項目についてお伺いをいたします。

- (1) 当初予算について、どのような考え方、目標をもって編成されたのか。例えば当初予算概要の中で示された「町民と行政が協働していくための予算」というものか。
- (2)消防費において「松田分署建替えのための土地購入費 2 億円」が新規 計上されているが、この事業に対する考え方は。
 - (3) 令和4年度予算を執行するに当たり、契約に対する考え方は。以上、お伺いいたします。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会2日目、よろしくお願い申し上げま す。それでは、井上議員の御質問に、順次お答えを申し上げます。

1つ目の、令和4年度当初予算の考え方につきましては、松田町はコロナ禍であっても、決して忘れてはならない、常に注視していかなければならないポイントがあります。それは、当町の人口動向でございます。約8年前になる平成25年に国立社会保障・人口問題研究所が発表した、いわゆる増田レポートの報告では、20歳から39歳までの女性の人数をもとに算出された結果、松田町は2040年の人口推移によると7,055人となり、消滅可能性都市と名指しされて以来、消滅可能性都市にならないために、町民や議会の皆様の御理解と御協力により、平成30年の調査では7,364人と、最新の町の調査では約7,800人まで回復する見込みとなっております。現在は、令和元年に策定いたしました町の将来設計となる第6次総合計画の基本構想に掲げる2040年に人口1万人の実現に向け取り組んでおり、現在のところは各年度ごとの想定人口を上回る状況にて推移をしております。

そのような中において、令和4年度も人口推移を念頭に置きつつ、第6次総合計画の前期アクションプログラムが4年目を迎えますが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題として対応しつつ、新型コロナによる影響によりアクションプログラムどおりの推進ができなかった事業については、町民や議会の皆様に御理解、御協力を賜りながら、徐々に取り戻してまいりたいと考えております。

そのようなコロナ禍の状況でございますが、今後はSDGs未来都市として、ポストウィズコロナを見据えながら、誰一人取り残さないSDGsに資する取り組みを積極的に推進し、子供から高齢者までのみんなが笑顔で幸せな町を目指す持続可能な「未来創造・チルドレンファースト推進予算」として、当町が持続可能な未来が築けるよう、創意工夫した予算編成を行いました。目標につきましては、来年3月末での人口数として約1万500人を目標とし、様々な事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に2点目の御質問にお答えをいたします。まず、これまでの経緯から御説明いたします。平成23年9月に小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町の2市6町で消防の広域化に係る具体的の協議を検討する神奈川県西部消防広域化協議会が設立され、平成24年3月には真鶴町が同協議会を脱退。その後、平成24年5月に策定されました神奈川県西部広域消防運営計画において、小田原市が事務を受託する上で必要な新規取得財産の取り扱いのうち、庁舎敷地等の土地については委託市町が取得及び所有し、無償で小田原市に貸与すると示されております。

それを受け、平成24年7月17日に、小田原市と1市5町の間に、それぞれの自治体と締結された消防事務の委託に関する規約第9条、ここには財産貸与について書かれておりますが、松田町は小田原市が委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な土地を無償で小田原市に貸与するものとすると規定されております。平成29年2月に策定された小田原市消防署再整備計画では、整備の必要性について概要が示されているだけで、具体的な内容について示されておりませんでした。その後、平成30年5月に策定された小田原市消防署再整備

計画の見直しにより、足柄消防署管内の消防庁舎再整備検討用地について、老 朽化対策と広域消防の適正配置が明記されたことから、松田分署再整備用地の 検討が始まりました。松田分署は築50年を経過しており、耐震化工事は約14年 前の平成20年に行っております。

さて、この事業に対する考え方でございますが、私といたしましては、足柄消防組合時代から1市5町の要の分署として、地理的要素を含め、松田町に配置されてきた歴史的な背景と災害への対応は一刻を争うものでありますので、町内に常備消防があることへの町民の安心感や寄地区への対応など、町民感情を踏まえ総合的に考えますと、松田町が用地を確保することは当然のことと考えております。

今回計上している土地購入費等の負担額だけを見た場合の考え方で申し上げますと、例えば、今回計上している2億円を100年で考えますと年に200万円、月に換算すれば月17万円弱、1日当たり約5,500円となることから、松田町が2億円の負担を行ったとしても、松田町内に常備消防である松田分署を配置すべきと町民の理解は得られるのではないかと考えておりますので、ぜひとも議員の皆様においてもお力添えを賜りたく存じます。

次に3つ目の御質問にお答えをいたします。契約の方法といたしましては、 地方自治法第234条で規定されているとおり、売買、貸借、請負、そのほかの 契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約また競り売りの方法により締結 するものと定めておりますので、これまでどおり、地方自治法はじめ関係法令 を遵守し、適切に執行してまいります。以上でございます。

6 番 井 上 それでは、再質問をさせていただきます。まず、1点目のですね、当初予算についてどのような考え方、目標を持って編成されたのかについてでございます。12月に私がさせていただきましたですね、一般質問で、松田町の将来ビジョンということで答弁を頂いた中ですけれども、第6次総合計画に掲げた将来ビジョン、将来像として、いのち"育み" 未来へ"ツナグ" 進化"つづける"故郷を目指しております、とですね、次に、今後4年間は総合計画の期間中であるので、計画に盛り込まれている各種事業について引き続き、町民、議

会、行政が協働連携により、まちづくりを推進するとともに、新たなまちづく りの考え方としてチルドレンファーストの意義を加え、将来像により近づける というふうな答弁が12月の一般質問でございました。

まずですね、令和4年度の当初予算におきまして、人口増加策として定住促進をですね、先ほど目標人口をですね、来年3月末時点1万500人ということで定住促進を進める、子育て支援、そのためのチルドレンファーストという予算だという答弁がございました。その中でですね、このチルドレンファースト関連予算ということでは、予算書の中を見ましてですね、直接的に明記されているといいますか、計上されている予算は、ヤングケアラー支援のための児童相談員の増員といった辺りがですね、予算の説明資料の中でございました。ほかにですね、具体的にどのような予算が計上をされているのか。またですね、2点目といたしましては、46年3月に建設された松田中学校校舎等の大規模改修を行うための設計に要する経費ということで計上されておりますが、これに対するですね、予算の考え方を、どのような考え方に基づいて計上されたのか、町長のお考えをお伺いをいたします。

町

長 それでは今、質問2つあったと思いますけど。まず1つ目、チルドレンファーストの考え方の中で言いますとですね、ちょっと順不同になりますけど、子育ての関係で申し上げますと、まず、小児医療の拡充というようなところが1点。次に第2子の保育料の無償化にもなります。ヤングケアラーのことも当然そうですけども、このチルドレンファースト…まずチルドレンファーストのその考え方の話をちょっとしないと、前後しちゃいますね。

昨日の御質問にもありましたように、回答したとおりですね、これは子供たちの施策も当然ありますけども、やはり今後高齢化が進んでいく、要は支えていく若い子たちがいなくなる。そうなると高齢者も、やはりこう何ていうんですかね、不安な町内での生活、暮らしになるわけですから、そうならないためにも、若い子たちが増えていかなきゃいけないというようなことの中で、まず最終的には高齢者が安心して住めるようなまちづくりをするためにも、今は若い方々にも集まってもらいたいというような思いの中から、チルドレンファー

ストというふうなとこに行き着いたということもありますので、これは高齢者対策にもチルドレンファーストの考え方というのは、いろいろあるわけです。継続事業になりますけども、安心して住んでもらうためにも、タクシーの75歳以上のタクシーの事業なんかの延長もありますし、てことですよね。それにですね、何かいっぱいありすぎて、どれがどれがって、随時ちゃんと出していきますけども、そういう考え方の中で、今回の予算の中に含まれております。

ただ、そのチルドレンファーストの感覚の中で、まだ予算的に組まれてない ものについては、今年しっかりと練ってですね、今年の11月頃から募集がかか る地方創生の予算と絡みながら、そういった、言ったのについては達成してい きたいというのがあります。

じゃあ、今度2つ目ですね、2つ目については松中の設計についてというこ とになります。今回、ようやくにもなりますけども、全体の公共施設の管理計 画というのが出て、今後の、そのどういった格好でやっていくかという予算的 なものも含めながらロードマップが今回完成したというふうなことにもなりま す。ただし、この学校の、中学校の建設については、小学校の建設と同時にい ろいろと状況の調査をしてきたことは御存じのことだと思います。小学校より も1年古い中学校になりますから、本来ならば中学校からなんていう話があろ うかと思います。しかし、耐久性の調査を、コンクリートのコアを抜いてやっ たところですね、小学校のほうが、すごくコンクリート自体は脆弱だという結 果が出て、中学校は机の計算上は100年以上もつというような数字が出た結 果、結果的に補助金の対象から外れたわけなんです。ですので、これはどう考 えても、うちの単費といいましょうかね、ほぼほぼ、それにお金を使わなきゃ いけないような状況になってきましたので、中学校については、改修工事をす るというふうに決めて、町の負担をとにかく減らそうというふうなことであり ます。ということもあって、今回このタイミングでですね、公共施設管理計画 にのっとった中での、このタイミングの設計を上げさせていただいて、来年以 降の改修工事に向けてやっていきたいということで、今回計上させていただい たところです。以上です。

議 長 ちょっと井上議員はじめ皆様にお伝えいたします。議場の横のですね、発言 残時間が現在、何らかのトラブルで表示がついておりません。そのためにです ね、残時間が分からないと思いますが、井上議員のスタートが9時10分でした ので、10時ちょうどまでを制限時間としますので、よろしくお願いいたします。

6 番 井 上 答弁ありがとうございました。チルドレンファーストはですね、若年層だけ の対象の事業予算ではないということで理解をさせていただきました。

> 2点目のですね、松中の校舎の改修予算ということで、耐力度100年以上も つということで、もつために補助金対象から外れてですね、改修工事にされた ということはですね、前々から聞いておりますので、そこの部分についてはで すね、了解はしましたが、やはりですね、50年たつと、先ほど町長も言われま したけれども、ここで新築となった松田小学校校舎よりも古い校舎だというこ とで、どうしてもですね、大規模改修の内容的なものは防水関係の工事とかで すね、12月にちょっとお聞きしたんですけども、校庭のグラウンドの芝生化な どを目的としたですね、大規模改修と聞いてですね、そのような内容に伴う設 計を当初予算に計上されたというふうには理解しています。ただですね、様々 な、例えば下駄箱とかですね、様々なサイズがもう50年以上前、私のことを言 いますとですね、私は小学校も中学校も木造校舎でですね、その今のRCの校 舎の本当にすぐちょっと前にですね、そういった小学校、中学校時代を過ごさ せていただきました。そこで感じましたのは、やはり、私たちが小学校を巣立 って、中学校を巣立ってすぐに次の新しい校舎ができたということでですね、 やはり、新しい校舎というのは、やはり次の次世代を担う子供たちのためにで すね、新しいものが必要ではないのかというふうに感じています。時代もです ね、もう20年たつと、様々な内容が変わってくると思います。今のICT化、 さらにもう10年もするとですね、様々な例えばバーチャルリアリティーとかで すね、様々な新しい時代が来るのではないか、そういったものに対応するため にもですね、松田中学校の校舎についてですね、私個人としては、ぜひ、新築 をということで検討をしていただきたいというふうに思います。

行政目標としてですね、先ほど町長が言われた人口増加策、そのための定住 促進、子育て支援、チルドレンファーストであればですね、ほかの予算の中で 公共施設整備計画の中で基金でですね、公共施設整備をするための基金に積立 てをするという予算も計上をされております。そういった予算、公共施設整備 基金のほうをですね、例えばその起債対応にしてですね、後年度に負担をする というふうな方向の中で検討をすればですね、やはり松田中学校校舎の新築も ですね、その中にぜひ含めて対応するお考えはあられるのか。とりあえず、令 和4年度で詳細設計、5、6に大規模改修の事業予定だというふうには聞いて おりますが、松田中学校校舎のですね、新築に対するお考え、現時点では大規 模改修でいくか、近い将来的にはですね、新築へというふうな考え方があるの かどうか、再度お伺いをいたします。

町

長

まず、後年度の方々にも負担をしていただくというようなお話をちょっと頂きました。全体の公共施設管理計画においてもですね、同様な考え方を持ちつつ、やはり今の現状の人たちだけで負担をすることなくですね、後年の方々も可能な限り負担をしていただきたいというような思いは当然あるわけなんですけれども、こういった議論をしていくとですね、やっぱり借金という何か変なイメージがあって、後年度の子や孫に負担をそれだけかけさせるのかというふうな御意見もあるのも、また承知しているところもありますので、そこの辺りはバランスよくですね、しっかりと今の人たちも責任持って負担をしつつ、自分の子供たちがそういった施設の中で、環境の中でですね、育っていくというようなことの考え方は、私も少なからず持っているということだけはお答えしておきます。

中学校の新築についてのお話ですけども、それはやっぱり教育長さんもね、 お話も頂いてはいますけど、それは新築がいいに決まってます。私も同じこと で思っています。もうこれは、お金があるんだったらっていう、皆さんがそう 思っていると思うんです。それはもう承知をしています。ただし、その辺が、 その辺りがですね、やはり町民の方々との、先ほど言ったように、先の財政推 計なんかのバランスを考えたときに、今、小学校もこんな状況であって、これ からということを考えますとですね、今回は、大体 3 億5,000万ぐらいが一つの町の持ち出しというか負担かなというふうに考えてはいますけど、やはり新築ってなるとですね、小学校と同じ規模ぐらいのやっぱり額はかかってくる、もう世の中になりつつあるというようなこともありますので、しっかりと今の学校を生かせるところをしっかりと生かしながら、先ほどちょっと細部にわたっての一部、ちょっと下駄箱の話が出たように、もう今の規格のまま、それをそのまんまやるんじゃなくて、ああいったものは、本当にもう今の時代に合わせて、もう結局撤去して、きちっと今の時代に合ったような格好にしなきゃいけないですし、柱とか梁とかがしっかりしているんであれば、それを生かした、あと内装に関しても、やっぱり小学校が木造で、木造の小学校から上に上がってくる子供たちからすれば、急に中学校になったら寒々とするような学校にするという気はさらさらなくて、私の考え方からすると、なるべく地元の材料を使えるような、木材を使って、それでもなければですね、ほかからもお世話になりつつ、やっぱり木のぬくもりを直接感じ取るような学校にはしていきたいというふうには考えております。以上です。

6 番 井 上

ありがとうございます。松田中学校の新築ということについてのですね、御意見頂きました。ここでですね、大分、小学校も三十数億ですか、のですね、事業費がかかったということは理解をしています。またさらにそこにですね、中学校を近々にということでは、なかなか難しいかなとは思いますが、やはり、ここでですね、一つ町長のほうにですね、検討をしていただきたいと思いますのが、松田中学校整備についてですね、新築にかかるですね、町民アンケートまたはですね、町民とのですね、座談会、ちょっとこのコロナ禍である程度の人数を集めての座談会というのは難しいかもしれませんが、今の時代であればですね、オンラインの座談会的なものもできるか、または何らかの機会の中でですね、町民アンケートの中で、その松田中学校整備についてのアンケート、当然ですね、今これは今、町長が言われましたように、課題となっています財政的なもの、今後の財政の推移、そういったものもですね、町民に示した中で、どういうふうに町民が考えているのか。それをですね、やはり大規模事

業にはなるかと思いますが、それを決定していく上でですね、再度、町民の意見を聞く機会というものを設けてはどうかなという私の提案ですが、町長はどのようにお考えになるか、お伺いをいたします。

町 長 御提案は御提案として頂くんですけども、非常に、この場で即答というの は なかなか難しいですよね まだ選挙も終わって半年もたっていない中で

は、なかなか難しいですよね。まだ選挙も終わって半年もたっていない中で、そういう私の選挙公約には新築なんて一言も言ってないですから。そこの辺りは、可能な限りね、そういうふうにしたい、それに近いようなところにして、松田町がやっぱりなくなっちゃうわけにもいかないですし、金が足らなくなったから、ほかの維持管理経費もどんどん粗雑になっていうふうなこともできませんし、今、今日も歩いてきましたけど、道路見てても、早くやっぱり、そういった生活環境のところもやらないといけないなというのありますよね。やっぱり高齢者が増え、また若い子たちが増えてくるときにベビーカーが増えたりね、いろいろするときに道路がゴトゴトゴトしているような、ああいったことも直さなきゃいけないというようなこともありますので、私的には、今の現状としては、そういったものなんかをバランスよく考えながらやっていくためには、ちょっとそこで、今日の今の段階で、じゃあアンケート取って、その辺の御意見を聞きますというようなことは、ちょっと控えさせていただきたい

6 番 井 上 ありがとうございます。そういった私のですね、提案ということで、今後のそういった機会があればですね、そういった中に含めてですね、実施等の検討をしていただければというふうに思います。

と思います。以上です。

2点目のですね、松田分署の建替えの件に移りたいと思います。松田分署建替えのための予算としまして、土地購入費が1億5,000万円、物件損失補償5,000万円が新規計上をされています。この松田分署はですね、小田原消防署管内の市町で分署、出張所が置かれていない町は、現在はですね、大井町だけだというふうに理解をしています。でですね、出動区域ということで、先日、小田原市消防本部のほうに聞きましてですね、いろいろ内容等を聞き取りをさせていただきました。その中で、出動区域というのは、松田分署の管轄ではで

すね、松田町と大井町の両町がですね、通常の出動区域という範囲だというふ うに説明がございました。その際にですね、松田分署の用地についてですね、 用地購入の事前の調整はなかったということで、予算が発表されたときに、神 奈川新聞でしたか、で報道されたことでですね、小田原市消防本部さんのほう では初めて聞いたというふうな説明がありました。2億円ということで、当初 予算の額の中でもですね、大分、規模の大きい額だということで、その辺の要 件はどうなのかということでお聞きしましたが、今、出動区域の中で松田町、 大井町、両町が出動区域の管轄であるということで、消防本部のほうの説明で はですね、現在は松田町に松田分署がありますけれども、その分署の用地はで すね、用地の条件、面積要件とあと道路に何メートルぐらい接道する、接する かという面積要件と接道要件が満たされていればですね、松田町でも大井町で も構わないという説明がありました。先ほど、町長の答弁の中でもですね、分 署の用地は所轄の町が購入し、小田原市消防本部へ無償貸与が条件だというこ とです。この中でですね、予算は土地購入事業費合計、合わせてですね、2億 円ということで、大分、金額的にも大きい予算計上だというふうに思います。 これらについてはですね、全員協議会の中でもお伺いをしましたが、そういっ た調整等がですね、小田原市消防本部とかですね、近隣の大井町ですね、そう いったものとの調整等を図られてからですね、予算計上をされたのか。もし図 られているとすればですね、当然その内容というのは議会のほうにも示されて 当然だと思いますが、そういった調整については、どのような経緯があったの かをお伺いをいたします。

町

長

まずちょっと私どももですね、ちょっと一方的に言われてもということもあるので、小田原市消防本部の事務方にしっかりと、どんな話を誰に何時何分に話したか、よく確認します。初めて聞いたなんていう話が今、いう話をされたという話だったんでね。そんなことがあって、こういった場の中で、2億円という大金をですね、計上したということなんかあるはずがないわけなんですね。ですから。それに、例えば、ちょっと言葉が多分、聞き取りの中で間違っている部分があるので、ちょっと訂正というか修正をしたほうがいいかなと思

うんですけども、分署のテリトリーというのは、大井町と松田町がテリトリーなはずがありません。当然、高速道路も使ってますし、分署、中井町にも行きますし、何ですかな、山北町にも行きますので、基本的に分署と出張所の違いというものがあると思います。松田町のほうはやっぱり分署ですので、要は例えば、足柄消防組合のときのことを考えますと、酒匂川で右左が分断されたときのことを考えるとやっぱり足柄消防の組合のところ、南足柄にありますよね、あれが消防署。その分署として、今度ここがある意味本拠地みたいな状況になるとこですから、簡単に、その大井町だけをやるというふうなことは、恐らく、多分、間違っているというか、多分その辺の言葉のあれがあったんじゃなかろうかなというふうに、まず感じました。

あと、この…そこで多分、論法的には多分、大井町と松田町が当初の自治体だから、もしこれを準備するなら大井町と松田町がお互いでお金を出すべきじゃないかというような、最終的に落ち着くような質問になるかなというふうに、ただ勝手に想像するからお話ししますけども、そういうことではないんですね。私もこの、私、就任する前に、この契約があって、その後、この話が出たときの中で、全てこういうふうな、学ばしてもらいましたけども、当時に、この広域になるときには、その分署であっても出張所であっても、そこの自治体が取得をきちっとして小田原市に貸与するという、もうこのルールのもとにこれが進んでいるというふうなことですので、これは、この管内だから、松田町に建てたから、じゃあ松田町と大井町が分担する。もしこれが大井町にできたからって、大井と松田がお金を出すというふうな、そういうルールにはなってないという、その前置きをちょっとさせていただきます。

これまでのじゃあ経緯として話をすると、会議の中でも、まずはやっぱり、 松田もしくは大井町さんも、それぞれにこの辺だったらどうですかという、まずはその地域の方々にお話しする、事務方のレベルの中での提案はこれまでも 何度かしてきたところでもありますけども、ただ何となくあうんの呼吸的なと ころなのか分かりませんけど、やはり松田分署がある松田町が、まずはちょっ とそういった分で責任持って、我々で探しますというような発言は、過去には した経緯もあります。そういったところから今回、もう何ていうかな、時間が少しずつ、土地を見つけるための時間が延びてきていますので、これからしっかりと予算づけを皆さんに認めていただいたところの中からですね、丁寧にその用地交渉を進めてまいりたいということで、今回計上させていただいたというふうなことでございます。以上です。

6 番 井 上 再質問ですが、今ですね、小田原市消防本部でですね、松田町が予算発表を報道等にした、その以前にはですね、やはりその辺の担当者レベルでもですね、そういった調整はなかったというふうに私はお聞きをしました。それがあったかどうかという話ではなくて、もしそういった調整が、今、町長の話ですと、そういった調整があったというふうに、ちょっと私は理解しましたが、もしそういう、小田原市消防本部とですね、松田町で、その分署、松田分署、老朽化をしていると、それの土地購入を松田町で土地を探したいと、町が購入しますというふうな調整がなされているんであればですね、それは予算以前の問題だと、予算計上以前の問題だと思いますので、議会にもですね、示していただきたかったということでございます。

それは置いておきまして、次にですね、そのときのですね、面積要件、松田分署の面積要件は1,500平米程度が必要だということで、坪に直しますと500坪ということです。それで先ほどですね、ある程度の幅員、やはり消防車、救急車、あと大型のですね、はしご車等が出入りをするという条件の中ですと、ある程度の幅員の道路に接道要件が15メーター接道をするというのがですね、分署を新築する際の用地の条件だということで小田原市消防本部のほうでお聞きをしました。私の知っている範囲の中で、先ほど、町長のほうで言われました、松田分署はですね、ほかの分署、出張所とは違いまして、東名高速道路の救急とかですね、火災の対応の出動範囲が含まれているということで、やはり東名高速のインターチェンジに近いというのも一つの条件に入るというふうに思います。

その中でですね、松田地区に限りますと、空き地としてですね、1,500平米で、ある程度の幅、やはり6メートル、最低でもですね、6メートル幅員の道

路に15メーター接するというふうな土地がですね、どこにあるのか、私のあれではないんではないのかというふうに思います。そういったですね、1,500平米で1億5,000万円、物件損失補償5,000万円という中の土地というのはどの程度の、どこのような土地をですね、具体事例でもいいんですけれども、想定をしているのかをお聞きをしたいと。先ほどは、松田町・大井町両方で負担をすればいいという町長の答弁ありましたけれども、そこはですね、小田原市消防本部のほうではですね、そこに新設…その用地を取得する町の負担でやりますよという説明はですね、お聞きしました。ただ、そこは先ほどの要件の中で、松田町と大井町境、例えば大井町の金手地区でもですね、農地でもですね、そういったところで接道要件等が満たされていればできますよという説明がありましたので、そういった土地を、見当たらない場合にですね、大井町との協議調整を図られるのか、その辺をお聞きをいたします。

町

長 まず、ちょっと、前提をちょっとお話をしておきますと、先ほどちょっとお話ししたように、大井町さんと松田町でお互いでお金を出し合ってというようなルールにはなってないということだけは、まず、ということと、あと、この土地の件について初めてこんな話をしているわけではなくて、議員の皆さん方には過去には、いい土地があったら皆さん紹介してくださいという話もした経緯があったと思います。もうその頃から、もう動きはしていたわけなんですけどもね。それをまず前提として承知しておいてください、初めての話じゃありませんということです。

やはり、松田分署の歴史的な背景って、先ほどちょっとお話ししたようにですね、やはりもう四方八方にやっぱり出て行けるというようなことで、恐らくこの場所が皆さん方に、過去の先輩たちが決められて、これまで来ているんだろうというふうに感じております。ですので、やはり分署としての役割をしていくということから考えると、当然、大井町さんにも出やすいところ、山北、中井にも出やすいところ、うちで言うと、防災協定もあるような秦野にも出やすいようなところというようなことが一つ前提になりますし、当然、内側の話すると、やはり寄を我々は背負っているわけですから、昼間の寄の消防団の人

数なんかも、ものすごく少ないのは分かっていますし、やっぱり常備消防に頼らなきゃいけないタイミングも必ずあるので、やはり、なるべくそういった場所も考えながら、離れないような場所でいきたいというふうには考えております。あとはもう昨今の土砂災害の警戒区域だとか、いろんなことを示されているところもありますので、その辺を避けつつというようなところが、なかなか松田町も大井町も、なかなかないのはもう承知をしているところもあります。

当町において500坪というところが更地があるかどうかというのは、まさにおっしゃるとおり更地はありません。ないと言い切っちゃったら駄目ですね。あるんですけど、なかなか土地交渉が難しい土地もあったりします。しかし、冒頭で申し上げたとおりにですね、やはり当町にあることに対しての町民の安心感、寄地区の方の安心感ということから考えると、やはりこの地理的な場所的にもう、大井町さんにとっても、この辺の地理的なところにあったほうが、やっぱりいいのではなかろうかというふうに考えていますので、なかなか、これ難しい交渉になると思います。500坪、目安としては500坪というようなことでありますので、結構な難しいとこありますけども、地主の方々もしくは移転もお願いするようなこともあろうかと思います。それも含めて、しっかりとやっぱり松田町が責任持ってやっていきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。そうですね、なかなか、松田分署の用地を探しているということの話はですね、以前に議会のほうで、全員協議会の中だったと思いますが、その記憶がございます。

これの予算計上関係にですね、移りたいと思いますが、そういった中でですね、先ほど町長の答弁にもありました、足柄消防組合時代からの引き続きにそれに伴うですね、町民の安心感というのはですね、理解ができます。この土地の予算計上、2億円ということで一般会計予算に計上をされていますが、答弁の中でもですね、土地につきましては、小田原市消防本部へ無償貸与が条件だということで理解はできます。そうしますとですね、現在は一般会計の消防費に計上されていますが、小田原市消防本部へ無償貸与を、無償貸付ですか、を

するということでありますと、これはですね、公共財産としての購入ではなく 普通財産としてですね、購入をする。用途が普通財産で、それをですね、小田 原市消防本部へ貸し付けるということで、そういう場合ですね、この財源とし ては起債を財源としているということで予算書のほうには計上されています。

そうしますと、目的別のですね、消防費で、消防施設に使うという考え方ではなく、普通財産で買う、また起債を財源としてですね、後年度その起債の償還を行っていくというふうに考えますと、用地取得特別会計というのがございます。その中でですね、予算をすべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

またですね、今までの土地購入にかかる予算というのは、私もですね、職員時代に何件かですね、土地の、行政によるですね、土地購入ということを経験がございますが、ある程度ですね、地主さん、所有者の方と土地の購入単価とかですね、物件補償の金額をですね、調整をしてから予算すべきではないかと。今回こういう形の中で、土地が1億5,000万円で500坪、物件損失補償5,000万円というふうに表に出てしまいました。そうしますとですね、行政が土地を購入する場合に所有者のほうはですね、もう、それの上限が見えてしまっている、なかなか購入に対しての了解を得にくい、または所有者のほうの利益になりやすいのではないかなというふうに思います。

私が経験をしました土地購入につきましては、ある程度、所有者との合意を得て、当然、契約まではできないわけですね、予算という裏づけがないので。ある程度の土地の購入単価、じゃあ、坪幾らでいきましょうと、その土地の購入単価は県のほうのですね、県土木の買収単価でぜひいかせてくださいと。でも、それでも所有者との合意が得られない場合には、損失補償、物件補償金額の中で調整をしましょうというふうな形での土地交渉を行ってから予算化をして、そうすると予算化をしますとね、公有財産購入費、物件損失補償費ということで予算が出ます。そこはもう所有者との合意が出ているということで議会の承認を得たというふうな経緯がありました。そういうふうにですね、展開をすべきではないかというふうに考えます。

1点目が用地取得特会での予算化に変更をする考えはとですね、あと、その 土地の購入方法について、再度検討をするお考えはございますか。この2点を お願いをいたします。

町

長 まず1点目。1点目については、担当課長から回答させますので。2つ目に ついては、井上議員の先輩職員ということで、うちのやり方がどうかというよ うな今お話があったと思います。私、こう感じてるんです。今、3期目やって ますけども、ここのところ感じているのは、なかなか、その予算を組んでない ような話になったときにですね、何ですかね、それで土地が決まったとか、例 えば、こうなりましたというのを後で話ししたときに、議会軽視といつも言わ れるんです。なので、そういうふうにしないように、なるべく出すというの が、まず1点目。それと、議会にやっぱり認めてもらった予算があるからこ そ、土地交渉もしっかりとやっぱりできるんではなかろうかというふうに感じ ています。要は、子供の使いじゃないので、行って、結局その後、議会に認め てもらわなきゃいけないのに、議会がじゃあ通らなかったらどうするのよとい うような心配だってあるわけだと思うんですね。ですから、まずそういったこ とも考えながらすると、まずはこの町が、この分署というものを議会の皆さん 方を含めて必要だということと、あと予算をまず認めてもらって、その予算の 中で言うと、当然ですけど路線価があったりだとか、いろいろあろうかと思い ます。そういったのが裏づけになって、やっぱ土地は買っていくものだという ふうに思っていますし、そこの中で、予算がこうアッパーの予算が出るにして も、状況によっては足らない可能性もありますし、そういったことなんかもあ りますけども、我々としては認めてもらった予算が本当にアッパーだというよ うなことの中から、やっぱり一つ一つ、やっぱり地主さんにも丁寧にやっぱり 説明をしていきながら、分かったと言ってもらったときに、早い対応で印鑑を 押してもらってやるためにも、予算はなるべくならば持たせてもらいながら交 渉させていただきたいという経緯で、今回、こういった格好で上げさせていた だいたということになりますので、御理解いただきたいと思います。

じゃあ、1つ目は。

政策推進課長

まず1つ目のほうなんですけども、用地特会という話ですね、この件につきましては、国と県にですね、私のほうから相談をさせていただいた経緯をちょっと説明させていただきます。

いわゆる公共用地の先行取得の事業を円滑かつ効率的に土地を図るために、将来ですね、いわゆる将来、例えば公園や道路に供することを、あくまでも予定をしている用地を先行して所得する事業、ここで言いますと、例えば松田町の旧土木事務所や家畜保健所等については、ここを1年あるいは2年以内にこの用地に定めるというような目的がもうあるものについては一般会計でやるというのが原則決まっております。その対象が、例えば原則10年以内に何かに供するというような起債の対象となる事業については、一般会計と区分して特別会計、用地特会というようなことでやってくださいと。今回の事業については、目的のある施設を、原則ですね、2年以内というものがあります。その建設事業を要する用地の所得と併せてですね、造成事業または設計を行うものについては、次年度もしくは2年以内の建設が確実に見込まれるものであるという判断をしますので、これは一般会計の起債のほうで取得をし、原則それ以外のものが先行取得債の対象となるということで、特別会計で買い戻して行うことというふうにさせていただいてくださいということなので、今回は一般会計で計上したということでございます。以上です。

6 番 井 上 1点目、用地取得特会の関係はですね、理解をしました。

2点目のほうはですね、これは考え方だというふうに思います。町長が予算に対する姿勢はこうだということで理解をいたしました。答弁の中でですね、ありました、やはり松田町住民にとってのですね、やはり安全・安心の中での常備消防の分署という位置づけはですね、私も理解をしておりますので、できるだけですね、適切な土地が見つかればというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは3点目に移らさせていただきます。時間もあまりないんですけれど も。先ほどはですね、町長答弁の中でですね、地方自治法234条の規定により 遵守し適切に執行してまいりますという答弁を頂きました。令和3年度におき まして、松田小学校建設工事の中ではですね、プロポーザル方式による協定の締結でですね、プロポーザルの協定書を根拠に1者の随意契約ということで、さらに松田小学校の解体工事でもですね、この協定書とですね、あと地方自治法施行令第167条の2の第7号の独自な解釈でですね、1者随契とした契約を行われたということが経緯でありました。それを踏まえまして、令和4年度の当初予算の中では、松田小学校の太陽光発電設備工事が計上をされております。この契約に係る選考は、先ほどは地方自治法によりですね、関係法令の遵守の中で、それぞれの契約方法でしますという回答がありましたが、この松田小学校太陽光の発電設備工事はですね、松田小学校解体工事と同様な随意契約で行われるのかどうなのか、回答ができればですね、町長と、あと選考委員会の委員長にお考えをお伺いをしたいと思います。

町

長

先ほど答弁申したとおりでございますけども、物によってやり方はいろいろ あって、それに指名競争であったり随契であったり一般競争入札であったり、 幾つかやり方があるというふうに示されている以上、その範囲の中でしかでき ないというふうに考えております。ですから、その中で適切に判断をしてまい りたいというふうに考えていますというのが一般的な回答だと思いますけど も、今回、井上議員がおっしゃりたいのは、恐らく、また前田建設さんと随契 にするのかと、多分そういった格好で言われているのかもしれませんけども、 今回のその太陽光については、随契というよりもですね、随契にしたって、松 田町が得することであれば随契も一つ方法としてあるかと思いますけども、今 回は、ある程度、工期的に離れていますから、工事中にやるなら随契がいいと 思いますけども、終わった工事なので、何となく想像つくのは一般競争入札、 もしくはエアコンを過去に入れたときにプロポーザルをやりました。ああいう やり方でやったほうがいいのかも分かりません。というのが、やっぱり昨今の この状況でいったときに、物がなかなか入ってこないとかいうようなこともあ りますから、やはりいろんな業者さんをですね、プロポーザルというのは、あ る程度、全国的に幅広く募集できますから、そういった方法も考えつつです ね、とにかく法に準じたような適切な格好でやっていきたいというふうに考え ております。以上です。

町 長 私のほうから、指名先行委員会の委員長という立場で御回答させていただきます。指名選考委員会、基本的にはですね、執行のその方法等の選考ではありませんで、そこに上がってきた業者さんのですね、資格審査も含めた中でのですね、指名選考をしたいきたいというところだと私は承知しておりますので、今、町長が申しましたような形でですね、指名選考委員会に審議が上がってきたときにですね、その業者が資格があるのか、また、その実態ですね、経歴だとか、そういうのも含めた中でですね、審議になろうかと思いますので、今この段階で、このようにしますという即答はできませんけども、そのような形でですね、しつかりと審議をしていきたいというふうに考えています。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございました。そういった中でですね、しっかりと対応していた だければというふうに考えます。

その松田小学校関連ということではないんですけれども、そういった随意契約の関係でですね、いろいろ見ますと、全国のですね、市町村の中には、その場合ですね、随意契約をすることができる場合の取扱いについてですね、規則よりも下のですね、基準という行政の規定を設けて、地方自治法を遵守する規定ということで定めているものが幾つかあります。多いということでもないんですけれども、でもやはり随意契約をする場合の該当する内容というのは、地方自治法施行令の解釈次第でですね、結構、広くいろんな意味で解釈ができ、やはり、そのもととなる財源はやはり、税金、補助金にしてもですね、国税にしても地方税にしても住民の税金であります。そういったですね、使い道に対してですね、松田町では随意契約によることができる基準というものを設けてですね、例えば、その先ほどの地方自治法施行令の167条の2の第7号というのは、著しく有利な価格で契約ができるというふうな、じゃあ、どれだけが著しく有利なのかというとですね、他の市町村の中の基準の中では、見積りをですね、取りあえず契約行為の中ではないんですけれども、見積りをですね、2者以上から取り、その中で、それが著しく有利な価格であるというふうに認め

る場合には適用するというふうな基準を示されている市町村もあります。松田町では、このような基準を設けてはいかがかと私は思いますが、これに対する答弁をですね、副町長または町長どちらでも結構ですので、お願いをしまして最後といたします。

町 長 御提案ありがとうございます。おっしゃるところは、非常に我々も感じているところでもありますので、実際そういった点でも研究を実はしているところもあります。それが、松田町のこの規模感の中で、それが適切なのかどうかというのも、いろんなことを考えながらですね、ある程度、今のままで言うと、解釈できるようになっているということで、ある程度、柔軟な対応もできるということもありますけども、ルールを決めてしまうと、そのときそのときに合ったやり方が逆にできなくなって、逆にどうかなと思うような、町民の利益をですね、損なうようなことがあったりするかもしれませんので、その辺も含めて、御提案いただいたことも含めてですね、検討してまいりたいというふうに考えています。以上です。

6 番 井 上 以上でですね、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第7号、井上栄一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。 (10時02分)